

証券コード 3727

平成23年11月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
ガイアホールディングス株式会社

代表取締役兼取締役社長 鈴木智也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成23年11月22日（火曜日）午後7時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使に際しましては、78ページから79ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年11月24日（木曜日）午後2時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 「芙蓉」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照下さい。) |

3. 株主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社ジー・モードとの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gaia-hd.com/>）に掲載させていただきます。なお、決議の結果につきましては、書面の発送ではなく、同じく当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社ジー・モードとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ジー・モード（以下、「ジー・モード」といいます。）は、平成23年10月6日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ジー・モードを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認をいただきたく存じます。

1. 株式交換を行う理由

当社は、昭和61年2月にソフトウェア開発を目的として株式会社アプリックス（旧商号）として設立された後、平成15年12月に株式会社東京証券取引所が開設するマザーズ市場（以下、「東証マザーズ市場」といいます。）に株式上場を果たしました。その後、平成23年4月1日付で会社分割を行い、持株会社体制に移行し、現在の商号に変更すると同時に、新設した子会社の商号を旧商号の「アプリックス」といたしました。当社は現在、当社及びその各子会社（以下、「当社グループ」と総称します。）が提供するゲームやアニメーション等の多種多様なエンターテインメント・コンテンツ・サービスと、それらコンテンツ・サービスを携帯電話等の電子機器上で快適にご利用いただくための優れたソフトウェア基盤技術を有機的に融合して提供することで、全世界の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開しております。

ジー・モードは、携帯電話向けゲームの開発及び配信サービスの提供を目的として平成12年7月に設立され、平成14年10月の日本証券業協会への株式店頭登録を経て、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）へ株式を上場しております。ジー・モードは、携帯電話公式サイト向けコンテンツ・サービスや、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）向けに多彩なジャンルのソーシャルアプリ等を企画・開発・配信・運営しております。

両社は、携帯電話向けソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業における相乗的な企業価値の向上を図ることを目的として、業務・資本提携関係を継続的に強化する等し、平成23年10月6日現在、当社が所有するジー・モードの総株主等の議決権に対する所有割合は56.84%となっております。その間、

当社製品である“iアプリ”自動変換ツール「Mobile Game Deployer」をジー・モードに供給してジー・モード側の低コスト開発を実現したり、当社グループのソフトウェア基盤技術事業の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBblend」を搭載した海外向け携帯電話端末に、ジー・モードの人気ゲームをアプリインストールして提供する等してそのシナジーを発揮し、国内外市場で共同事業を展開してきました。

両社が主として製品やサービス等を提供する携帯電話市場では、国内市場においては、従来型携帯電話端末のシェアが急速に低下してその主戦場がスマートフォンへと移行しており、その急拡大するスマートフォン市場に提供される製品やサービスはますます多様化、複雑化することが予想されます。同時に、世界的にスマートフォンの普及が進むにつれて、モバイル・コンテンツ市場はよりオープンでボーダレスなマーケットへと移行していくと考えられます。

このような環境下において、ジー・モードでは、より高い技術力と、世界市場に受け入れられる魅力的なコンテンツを供給する能力を身につけることが喫緊の課題となっております。

ジー・モードが当社の完全子会社となることにより、当社が持つ海外の販売チャネルや、当社の子会社でアニメーション関連事業を行っている株式会社アニメインターナショナルカンパニーが持つアニメーションの資産や制作能力をこれまで以上に活用し、ジー・モードのグローバルレベルでのコンテンツ供給能力をより高めることが可能になります。また、グローバル競争力の強化のみならず、ジー・モードはより機動的かつ安定的に事業運営に専念することが可能となり経営基盤の強化にもつながります。ジー・モードは、当社の完全子会社となることによるこれら複合的な効果によって、ジー・モードの収益力を飛躍的に向上させることができるとの認識に立ち、本株式交換が必要不可欠な施策であると判断いたしました。

当社では、本株式交換によって、子会社であるジー・モードのグローバル競争力及び経営基盤の強化に加えて、当社グループの一体的な経営戦略の推進力強化にますます取り組むことが可能になります。特に海外市場においては、①当社グループ各社がそれぞれに持つ海外での販売チャネル、②世界的に評価の高い「日本ブランド」のゲームやアニメーション等のコンテンツ・サービス、③その土台となる世界最先端技術を駆使したソフトウェア基盤技術、等の当社グループの強みやリソースを最適に組み合わせて海外事業を強力に推進することで大きな成功を収めることができると考えております。さらに、海外の証券取引所への上場等

も視野に入れ、グローバルブランドの確立、グローバルマーケティング力の向上を図り、新たな付加価値を創出し、全世界の人々に新たなエンターテインメントやライフスタイルを提供できる、オンリーワンのグローバル企業集団の地位を確立したいと考えております。

当社及びジー・モードは、本株式交換が当社グループ全体の企業価値の向上につながり、ひいては当社及びジー・モードのステークホルダーの皆様に対する将来的かつ継続的な利益を提供する好機になるものと確信しております。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社及びジー・モードが平成23年10月6日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

ガイアホールディングス株式会社（住所：東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号。以下「甲」という。）と株式会社ジー・モード（住所：東京都渋谷区神泉町8番16号。以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する甲の株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、本割当対象株主が所有する乙の普通株式に代わり、本割当対象株主が所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式49.5株を割当交付する。なお、本項に定める本株式交換の交換比率は、平成23年12月20日に効力発生を予定している甲の普通株式の株式分割を織り込んだものである。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
金0円
- (2) 資本準備金の額
会社計算規則第39条の規定に従い別途甲が定める額
- (3) 利益準備金の額
金0円

第4条（株式交換に際して交付する甲の新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第2回ストックオプションとしての 新株予約権 (内容は、別紙1-1記載のとおり)	第G-2回新株予約権 (内容は、別紙2-1記載のとおり)
第3回ストックオプションとしての 新株予約権 (内容は、別紙1-2記載のとおり)	第G-3回新株予約権 (内容は、別紙2-2記載のとおり)
第5回ストックオプションとしての 新株予約権 (内容は、別紙1-3記載のとおり)	第G-5回新株予約権 (内容は、別紙2-3記載のとおり)
第7回ストックオプションとしての 新株予約権 (内容は、別紙1-4記載のとおり)	第G-7回新株予約権 (内容は、別紙2-4記載のとおり)

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年12月20日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認総会）

甲及び乙は、平成23年11月下旬に開催予定の各臨時株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その業務又は財産の状態に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全て（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

第9条（本契約の内容の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態等に重大な変動が生じた場合、その他本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議し効力発生日の前日までに合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- （1）効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- （2）効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- （3）前条に従い、本契約が解除された場合

第11条（協議条項及び裁判管轄）

1. 本契約に定める事項の他、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で定めるものとする。
2. 本契約に関連して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月6日

甲 東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
ガイアホールディングス株式会社
代表取締役 鈴木智也

乙 東京都渋谷区神泉町8番16号
株式会社ジー・モード
代表取締役社長 郡山龍

（別紙1-1）第2回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式3株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、107,805円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成16年12月27日から平成25年6月27日

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③ 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。

④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤ 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 1-2) 第 3 回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に上記 1 に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、173,000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または

株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙1-3) 第5回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、174,000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③ 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。

④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤ 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙1-4) 第7回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、195,483円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそ

れぞれ行使があったものとみなして支払う。

10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙2-1) 第G-2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、148株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、上記1に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,178円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成25年6月27日

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 2-2) 第G-3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。) は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) に、上記 1 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,495円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たりの行使価額」を「1 株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または

株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙2-3) 第G-5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記1に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,516円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③ 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。

④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤ 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙2-4) 第G-7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記1に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,950円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問

契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の額は切り上げる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ガイアホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社ジー・モード (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	49.5
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.495
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,417,530株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社は、平成23年12月19日を基準日、平成23年12月20日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割する株式分割（以下、「本株式分割」といいます。）を予定しており、上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、本株式分割の効力発生を前提としております。株式分割考慮前の本株式交換比率は、1：0.495となりますが、かかる株式分割考慮前の株式交換比率によりジー・モードの普通株式1株に対して当社の普通株式0.495株を割当てる場合には、交付される当社の普通株式数が1株未満となるジー・モードの株主が多数生じることとなるため、本株式交換におきましては、ジー・モードの株主に対する割当てに先立ち、本株式分割を行い、ジー・モードの普通株式1株に対して、当社の普通株式49.5株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するジー・モードの普通株式（平成23年6月30日現在64,344株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の新株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がジー・モードの発行済普通株式（ただし、当社が保有するジー・モードの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のジー・モードの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するジー・モードの普通株式に代わり、その保有するジー・モードの普通株式の数に49.5を乗じた数の当社の普通株式を交付いたします。なお、ジー・モードは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、

基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

本株式交換により交付する株式数については、ジー・モードによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

当社は、平成23年12月20日を効力発生日として、100株を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

本株式交換に伴い、当社の1単元（100株）未満の株式（以下、「単元未満株式」といいます。）を保有することとなるジー・モードの現株主の皆様については、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取を請求することができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売買することはできません。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるジー・モードの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、端数の合計数（端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の普通株式を売却すること等により得られる金銭をその端数に応じてお支払いいたします。

② 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）を、ジー・モードはみらいコンサルティング株式会社（以下、「みらいコンサルティング」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー、及びみらいコンサルティングによる算定結果の概要は、いずれも上記3.（1）①記載の、本株式分割考慮前の数値を記載しています。

三菱UFJモルガン・スタンレーは当社及びジー・モードの両社について、両社の株式が、当社は東証マザーズ市場に、ジー・モードはJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）による算定を行っております。

なお、市場株価の算定対象期間としては、平成23年10月4日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び

6ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社の終値を算定の基礎としています。また、DCF分析については、両社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した両社の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しております。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果 (株式分割考慮前)
市場株価分析	0.432～0.547
DCF分析	0.422～0.603

三菱UFJモルガン・スタンレーは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーの算定は、平成23年10月4日までの上記情報を反映したものであります。

一方、みらいコンサルティングは、当社及びジー・モードの両社について、両社の株式が、当社は東証マザーズ市場に、ジー・モードはJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF分析による算定を行っておりません。

なお、市場株価の算定対象期間としては、平成23年10月4日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社の終値平均株価及び出来高加重平均株価を算定の基礎としております。また、DCF分析については、両社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の両社の将来予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析して

おります。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果 (株式分割考慮前)
市場株価分析	0.432～0.566
DCF分析	0.423～0.495

みらいコンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みらいコンサルティングの算定は、平成23年10月4日までの上記情報を反映したものであります。

DCF分析による算定の基礎として当社が三菱UFJモルガン・スタンレー及びみらいコンサルティングに提出した利益計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、公表済みの中期経営計画に基づいたものであり、海外のソフトウェア基盤技術事業の売上・利益の拡大及び国内外のコンテンツ・サービス等事業の売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

また、DCF分析による算定の基礎としてジー・モードが三菱UFJモルガン・スタンレー及びみらいコンサルティングに提出した利益計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、フィーチャーフォンからスマートフォンへの携帯端末移行の進展による国内及び海外のモバイルゲーム市場の成長を背景に、自社の人気コンテンツのシリーズ展開やマルチプラットフォーム展開を推し進めることで、オープンソーシャル事業、海外事業、物販・ライセンス販売等の付帯事業の売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

③ 算定の経緯

当社及びジー・モードは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を参考に慎重に検討するとともに、それぞれにおいて両社の資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向等を勘案し、両社間でこれらを踏まえた交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びジー・モードは、それぞれ上記3. (1) ①に記載の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成23年10月6日開催された当社及びジー・モードの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

④ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社及びジー・モードの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ジー・モードの第三者算定機関であるみらいコンサルティングは、当社及びジー・モードの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ 公正性を担保するための措置

当社は、既にジー・モードの発行済株式数の56.84%を所有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてジー・モードとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成23年10月6日開催の取締役会で決議しました。

一方、ジー・モードは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるみらいコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成23年10月6日開催の取締役会で決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、当社は、リーガル・アドバイザーとして、伊藤見富法律事務所を、ジー・モードは、リーガル・アドバイザーとして、佐藤総合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について、

それぞれ法的な観点から助言を受けております。

⑥利益相反を回避するための措置

当社においては、当社の取締役のうち、郡山龍は、ジー・モードの代表取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、平成23年10月6日開催の当社の取締役会において、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場でジー・モードとの本株式交換の協議及び交渉にも参加していません。

一方、ジー・モードにおいては、当社がジー・モードの総株主の議決権の56.84%を保有しており、ジー・モードは当社の子会社に該当するため、利益相反を回避する観点から、ジー・モードの取締役のうち当社の取締役を兼務している郡山龍、鈴木智也及び善村賢治、並びに当社の補欠取締役を兼務している尾作禎藏は、平成23年10月6日開催のジー・モードの取締役会において、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、ジー・モードの立場で当社との本株式交換についての協議及び交渉にも参加していません。

当該取締役会においては、上記4名を除くジー・モードの取締役及び監査役全員（社外監査役3名）が出席の上、本株式交換契約の締結を決議し、ジー・モードの監査役全員（社外監査役3名）が本株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

また、ジー・モードの取締役会は、平成23年9月15日、本株式交換がジー・モードの少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを可及的に防止するため、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）、小宮山誠氏（ジー・モード社外監査役、独立役員）及び田中奉文氏（ジー・モード社外監査役、独立役員）の3名によって構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置することを決議し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、本株式交換がジー・モードの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年9月15日から平成23年10月5日までに、会合を合計4回開催したほか、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、ジー・モードから本株式交換の目的及びこれにより向上することが見込まれるジー・モードの企業価値の内容についての説明を受けており、また、みらいコンサルティングがジー・モードに対して提出した本株式交換における株式交換比率の算定結果を参考にするとともに、みらいコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けています。また、ジー・モードのリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本株式交換に係るジー・モードの取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。

第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うことが、ジー・モードの少数株主にとって不利益なものであるとの事情は特段認められない旨の意見書を、平成23年10月5日付で、ジー・モードの取締役会に対して提出しております。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金の額 0円

資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い別途当社が定める額

利益準備金の額 0円

上記の資本金及び準備金の額は、会社法及び会社計算規則に則しており、本株式交換後における当社の資本政策等に鑑みても相当であると判断しております。

(3) 交換対価として当社普通株式を選択した理由

当社普通株式は、東証マザーズ市場に上場されており、本株式交換後も流動性を確保できること、ジー・モード普通株式の株主が当社普通株式の交付を受けることにより、本株式交換後も本株式交換に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等を考慮し、当社普通株式を本株式交換における交換対価として選択いたしました。

4. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

ジー・モードが発行している下記の新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時におけるジー・モードの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。したがって、本株式交換によりジー・モードの各新株予約権者が保有する新株予約権の実質的な内容及び数に変化はなく、相当であると判断しております。

・第2回新株予約権（平成15年6月30日発行）

・第3回新株予約権（平成17年6月29日発行）

・第5回新株予約権（平成17年7月5日発行）

・第7回新株予約権（平成18年1月4日発行）

なお、ジー・モードは、新株予約権付社債を発行しておりません。

5. ジー・モードの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内携帯電話市場は、「おサイフケータイ」や「ワンセグ」など、日本独自のサービスに対応したAndroid搭載端末の相次ぐ投入により、従来型携帯電話との垣根が取り払われたことに加え、携帯電話キャリア各社による端末ラインナップの大幅な増強や新定額料金プランの導入などが追い風となって、一般ユーザー層を中心にスマートフォンの需要が急速に拡大いたしました。携帯電話販売台数に占めるスマートフォンの割合は、昨年12月以降4カ月連続で4割を超えており（出所：BCN）、国内外のメーカーによる新端末の市場投入が相次ぐ中、携帯電話のスマートフォン化は今後も一層加速すると思われます。さらに、スマートフォンやタブレット型端末の需要拡大に伴って、データ通信量が増加の一途を辿る中、モバイルWi-Fiルーターの販売競争に加え、携帯端末向け次世代高速通信サービスがスタートするなど、携帯電話キャリア各社によるモバイルネットワークの高速大容量化に向けた取組みも本格化しております。

一方、モバイルコンテンツ市場におきましては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」）によるソーシャルアプリの隆盛に加え、スマートフォンやタブレット型端末が新たなプラットフォームとして機能し始めたことで、エンターテインメント系のコンテンツやサービスを中心に市場規模が拡大しました。とりわけ、ソーシャルアプリの普及はゲームユーザーの裾野を拡げ、市場に活性化をもたらしました。また、従来型携帯電話の市場シェアの低下が予測される中、大手SNS事業者によるスマートフォン向けゲームプラットフォームへの対応強化と海外展開への動きが本格化するとともに、国内大手ゲームメーカーによるSNSプラットフォームへの参入や海外大手ゲームメーカーとの競合などにより、ソーシャルゲームでの新規ユーザー獲得に向けた大手SNS間のワールドワイドな競争は今後さらに加速するものと思われます。

このような経営環境の下、当社企業グループはモバイルコンテンツ事業本部における安定的収益の確保と利益率の改善に向けて、引き続き、公式コン

コンテンツ配信事業における追加課金型コンテンツの積極投入、集客力の強化やユーザー導線の拡張、退会率の抑止等に取り組みました。また、新たな収益基盤の構築に向けて、SNSやスマートフォン向けにゲームアプリの提供を開始いたしました。一方、新規事業本部におきましては、ソーシャルアプリの認知度向上と潜在ユーザーの獲得に向けて、幅広いユーザー層に多種多様なソーシャルアプリを開発・提供するとともに、各種コラボレーションイベントやキャンペーン等を積極的に展開いたしました。また、一般サイトにおいては、不採算サイトの閉鎖やコンテンツ開発効率の見直しを行うなど、事業推進体制の強化に注力いたしました。

なお、当社企業グループにおけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

(1) 公式コンテンツ配信事業

当社企業グループの主力である公式コンテンツ配信事業におきましては、第3四半期以降、スマートフォンの需要が急拡大し、従来型携帯電話での公式ビジネスが厳しい環境の中、総合ゲームサイト「テトリス&Get プチアプリ」で展開する「くるりん☆カフェ」、「アクアリス」、「空気読み。2」、追加課金型コンテンツ「ワンダーファームリゾートぼくと妖精のしま」などが堅調に推移いたしました。一方、専門ゲームサイトでは、競走馬育成シミュレーションゲーム「俺の馬」や人気RPGの最新作「フライハイトフロンティア」の個別課金などが大きく売上に貢献いたしました。

この結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は4,428百万円となりました。

(2) オープンソーシャル事業

オープンソーシャル事業におきましては、事業基盤の早期確立に向け、幅広いユーザー層に向けて多彩なジャンルのソーシャルアプリ8タイトルを開発し、複数のSNSへ提供するとともに、各種コラボレーションイベントやキャンペーン等を積極的に展開することで、SNSユーザーへのサービスの認知度向上に努めました。さらに、「モバゲー」と「GREE」でSNS版「TETRIS LEAGUE (テトリスリーグ)」の配信を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は423百万円となりました。

(3) 一般サイト事業

一般サイト事業におきましては、基本料金無料のゲームサイト「わいわいサービス」における課金決済方法の拡充と、「戦国☆パラダイス」や「学園ヘタリアMobile」といった主力タイトルのマネタイズ強化に取組みました。また、不採算サイトを閉鎖することで業務の集約化とサイト運営効率の向上にも注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は48百万円となりました。

(4) その他

当社企業グループが所有するゲームライセンスの許諾やコンテンツ開発受託、オープンプラットフォーム向けコンテンツ配信、共同海外事業などからなる本セグメントにおきましては、「空気読み。DS」や「マジカルファンタジスタ」等のニンテンドーDSiウェアTM向けコンテンツサービスの売上が引続き堅調に推移いたしました。また、NTTドコモが提供する「ドコモマーケット（iモード）」において「空気読み。」など全13タイトルを配信したほか、KDDIが展開する「au one Market」においてAndroidスマートフォン向けゲームアプリ「TETRIS DIAMOND」の配信を開始いたしました。なお、共同海外事業におきましては、中国、インド、ブラジルにおいて、株式会社アプリックスが提供するJBlendTMを搭載したシャープ携帯端末15機種に14タイトルのプリンストールゲームを提供いたしました。

この結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は141百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は創業以来最高額となる5,041百万円(前期比2.0%増加)を計上いたしました。また、損益面におきましては、全社的な業務効率化の推進により、開発費や販管費などの圧縮が図れたことや、SNS版「TETRIS LEAGUE」の新たな投入などにより、営業利益は当初業績予想4百万円を大幅に上回り23百万円、経常利益は26百万円となりました。なお、連結子会社の吸収合併に伴い減損損失51百万円を特別損失として計上したことにより、当期純損失は48百万円となりました。

セグメント別売上

セグメントの名称	第 11 期 (当連結会計年度) 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
公式コンテンツ配信事業	4,428,277千円
オープンソーシャル事業	423,407
一般サイト事業	48,808
その他	141,088
合計	5,041,581

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の状況につきましては、記載すべき重要な事実はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事実はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度中の事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況につきましては、記載すべき該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度中の他の会社の事業の譲受けの状況につきましては、記載すべき該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度中の吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況につきましては、記載すべき該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度中の他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況につきましては、記載すべき重要な事実はありません。

8. 対処すべき課題

(1) 新たな収益基盤の確立と継続的利益確保に向けた企業体質の強化

SNSによるオープン化の急速な進展やスマートフォンの急速な普及によって、従来の携帯電話向けコンテンツ市場から新たな市場へと利用者がシフトし、既存のコンテンツビジネスを圧迫するなど、モバイルビジネスを取り巻く環境は大きく変化しております。とりわけ、従来型携帯電話とはビジネス構造が異なるスマートフォンの台頭によって、既存のモバイルコンテンツに関わるビジネスモデルは大きな変革期を迎えており、通信インフラの高速化やユーザーニーズの多様化、端末の高機能化を考慮した新たな成長領域の創出が喫緊の課題となっております。このような経営環境の下、当社企業グループは次なる利益成長に向けて、事業環境への最適化を進め、中長期を見据えた新たなビジネスモデルを構築することが経営の最重要課題であると考えております。

その対応に向け、当社企業グループは、公式ビジネスに代わる新たな収益基盤の確立と継続的利益確保に向けた企業体質の強化を中期ビジョンに掲げ、事業ポートフォリオの戦略的再構築に取り組んでまいります。

また、中期的な利益確保に向けて、引き続き、事業体制の最適化とコスト効率化による一層の体質強化に取り組むとともに、ガイア（旧アプリックス）グループにおけるシナジーを最大限に発揮することで、さまざまな可能性に布石を投げ、収益機会の増大と企業価値の最大化を目指してまいります。

(2) スマートフォンへの対応強化

公式ビジネスにおける利益最大化に注力しつつ、今後の成長に向けた軸足を「スマートフォン」へと戦略的にシフトさせ、経営資源を重点投下することにより、将来の成長エンジンとなる新たなビジネスの創出に取り組んでまいります。さらに、オープンソーシャルの分野におきましては、高い収益性と競争力を重視したWebベースでのソーシャルアプリの提供に特化し、事業基盤を一層強化するとともに、これまでに培ったコミュニティサービスやモバイル向けソーシャルアプリの開発・運営ノウハウを最大限に活かし、スマートフォンへの対応を強化してまいります。

(3) サービスの差異化と付加価値の拡大

当社企業グループが提供するモバイルコンテンツサービスには複数の競合先が存在しております。当社のサービスがユーザーに満足され、継続的にご利用頂くためには、コンテンツやサービスの差別化と付加価値の拡大が必要不可欠であります。昨今のモバイルコンテンツサービスを取り巻く事業環境は、通信インフラの高速化に加え、スマートフォン等に見られる端末の高機能化やユーザーインターフェースの革新、収益モデルの多様化など目まぐるしく変化しております。当社はこうした先進技術への迅速な対応やサービスの利便性向上に積極的に取組むとともに、グループ間シナジーを最大限に発揮することで、独創的で競争力を有するサービスを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

	第 8 期 平成20年 3 月期	第 9 期 平成21年 3 月期	第 10 期 平成22年 3 月期	第 11 期 (当連結会計年度) 平成23年 3 月期
売 上 高(千円)	4,939,903	4,700,499	4,943,506	5,041,581
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△51,152	△528,014	62,657	26,128
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△255,282	△2,154,959	161,619	△48,007
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△2,255円49銭	△19,039円60銭	1,427円95銭	△424円16銭
総 資 産 (千円)	6,693,163	4,656,850	4,643,162	4,469,464
純 資 産 (千円)	6,039,334	3,908,232	4,044,020	3,934,366
1株当たり純資産額	53,275円49銭	34,478円84銭	35,675円15銭	34,761円10銭

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

	第 8 期 平成20年 3 月期	第 9 期 平成21年 3 月期	第 10 期 平成22年 3 月期	第 11 期(当期) 平成23年 3 月期
売 上 高(千円)	4,566,947	4,356,382	4,635,744	4,767,763
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	33,136	△529,303	59,893	28,206
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△649,265	△2,147,776	155,675	△33,036
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△5,736円43銭	△18,976円14銭	1,375円43銭	△291円88銭
総 資 産 (千円)	6,604,206	4,579,078	4,583,180	4,443,423
純 資 産 (千円)	6,018,179	3,897,901	4,027,358	3,938,875
1株当たり純資産額	53,172円11銭	34,438円93銭	35,582円71銭	34,800円94銭

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社アプリックスであり、当社の株式の56.84%を保有しております。当社は親会社と共同で海外事業展開を行っております。なお、株式会社アプリックスは平成23年4月1日付でガイアホールディングス株式会社に商号変更しております。

同社の取締役1名が当社の取締役に兼任しております。また、当社取締役2名が同社の非常勤取締役に就任しております。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モバイル・リサーチ	100,000千円	100.0%	携帯電話を利用したリサーチ・集計・分析
株式会社アコースティック	50,000千円	100.0%	携帯電話向け音楽コンテンツの制作・配信・運用

(注) 当社の連結子会社は、上記の子会社2社であります。
なお、当社は平成23年4月1日付で、株式会社アコースティックを吸収合併しております。

11. 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社企業グループは親会社である株式会社アプリックス並びに当社及び当社の連結子会社2社から構成されております。

事業区分	主要な事業内容
公式コンテンツ配信事業	国内通信キャリア公式サービスにおける自社モバイルサイトの企画・開発・運営等
オープンソーシャル事業	他社運営SNS向けモバイルコンテンツの企画・開発等
一般サイト事業	国内通信キャリア非公式サービスにおける自社モバイルサイトの企画・開発・運営等
その他	共同事業、ニンテンドーDSiウェア向けゲームコンテンツの配信、ゲームライセンスの提供、並びにGモードキャラクターグッズの通信販売等

12. 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

当 社	本 社：東 京 都 渋 谷 区
株式会社モバイル・リサーチ	本 社：東 京 都 渋 谷 区
株式会社アコースティック	本 社：東 京 都 目 黒 区

13. 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前 年 度 末 増 減
公式コンテンツ配信事業	102名	－
オープンソーシャル事業	27名	－
一般サイト事業	6名	－
そ の 他	19名	－
全 社（ 共 通 ）	30名	－
合 計	184名	7名増

- (注) 1. 従業員数には、アルバイトは含んでおりません。
 2. 改正後の「セグメント情報」の適用初年度であり、上記セグメント区分による前年度末の従業員数を把握することが困難であるため、前年度末増減は記載しておりません。

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	119名	8名増	34.81歳	4.30年
女 性	46名	1名増	33.39歳	4.07年
合計又は平均	165名	9名増	34.41歳	4.24年

- (注) 従業員数には、アルバイトは含んでおりません。

II. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 250,896株
2. 発行済株式の総数 113,183株
3. 株主数 6,693名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社アプリックス	64,344株	56.84%
宮路武	1,132株	1.00%
大阪証券金融株式会社	928株	0.81%
鈴木重治	922株	0.81%
株式会社サン・クロレラ	800株	0.70%
サン・クロレラ販売株式会社	800株	0.70%
株式会社SBI証券	641株	0.56%
井上拓夫	560株	0.49%
松本あけみ	558株	0.49%
継岩兎代多	518株	0.45%

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）
記載すべき該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
記載すべき該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 路 武	株式会社モバイル・リサーチ代表取締役社長 株式会社アプリックス取締役
取 締 役	善 村 賢 治	管理本部長 株式会社アプリックス取締役
取 締 役	尾 作 禎 藏	モバイルコンテンツ事業本部長
取 締 役	亀 淵 昭 信	株式会社フェアトーンインターナショナル 代表取締役社長
取 締 役	郡 山 龍	株式会社アプリックス代表取締役 兼 取締役社長
取 締 役	河 野 真 太 郎	株式会社37取締役
監 査 役（常 勤）	後 藤 康 彦	公認会計士後藤事務所所長 株式会社ガリレオコンサルティング代表取締役
監 査 役	小 宮 山 誠	—
監 査 役	田 中 奉 文	株式会社TASC代表取締役 株式会社サザビリーグ社外監査役

- (注) 1. 取締役 亀淵 昭信、郡山 龍、河野 真太郎の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 後藤 康彦、小宮山 誠、田中 奉文の3氏は、社外監査役であります。
なお、監査役 後藤 康彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 亀淵 昭信、監査役 小宮山 誠、田中 奉文の3氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 株式会社アプリックスは平成23年4月1日付でガイアホールディングス株式会社に商号変更しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （うち社外取締役）	4人 (1)	79,188千円 (4,200)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	14,400 (14,400)
合 計	7	93,588

- (注) 1. 平成19年6月27日定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200,000千円、監査役の報酬限度額は、年額35,000千円であります。
2. 取締役の員数は6名ですが、無支給者が2名いるため支給人員と相違しております。
3. 上記の他に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は89,450千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役亀渕昭信氏は株式会社フェアートンインターナショナルの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社フェアートンインターナショナルの間には特別の関係はありません。

取締役郡山龍氏は株式会社アプリックス代表取締役 兼 取締役社長を兼務しております。なお、株式会社アプリックスは当社の親会社であり、平成23年4月1日付でガイアホールディングス株式会社に商号変更しております。

取締役河野真太郎氏は株式会社37の取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社37の間には特別の関係はありません。

監査役後藤康彦氏は公認会計士後藤事務所の所長及び株式会社ガリレオコンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と公認会計士後藤事務所及び株式会社ガリレオコンサルティングの間には特別の関係はありません。

監査役田中奉文氏は株式会社TASCの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社TASCの間には特別の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役田中奉文氏は株式会社サザビーリーグの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社サザビーリーグの間には特別な関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	取締役会(17回開催)		監査役会(13回開催)		取締役会・監査役会 における発言状況
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役 亀 淵 昭 信	16回	94.1%	一回	—%	社外取締役として必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 郡 山 龍	14	82.4	—	—	社外取締役として必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 河 野 真太郎	14	82.4	—	—	社外取締役として必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役 後 藤 康 彦	16	94.1	13	100.0	主に公認会計士の経験及び知見に基づく、企業会計の専門的見地から発言を行っております。
監査役 小宮山 誠	17	100.0	13	100.0	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 田 中 奉 文	17	100.0	13	100.0	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当該社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する対価の支払いはありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役に対して取締役の責務、機密保持の義務、法令や定款違反等が行われないよう規程を設け、使用人に対しては「就業規則」により、法令違反等を行わないよう自己管理を促す。
- ② 当社は、「組織分掌規程」により使用人が上位職位者に対し、法令や規程等を遵守し、職務を遂行する責任を負うことを定める。

- ③ 当社は、「公益通報者保護規程」に定めるコンプライアンス相談窓口を外部機関に設けることにより、通報者の匿名性を確保するとともに通報者に不利益が生じない体制を整備し、不正行為等の早期発見と是正を図り、社会的信頼の維持、業務運営の公正性を確保する。
 - ④ 当社は、「内部者取引規程」において未公表の重要な情報の取り扱いに関する事項、インサイダー取引の防止等を定める。
 - ⑤ 当社は、情報管理委員会において個人情報保護方針、個人情報保護に関する規程類を制定し、個人情報保護を遵守する体制を整える。また、プライバシーマークの認証更新を通じて、より強固な体制を整備する。情報管理委員会では独自に個人情報保護が行われているかどうかを監査し、改善を指導する。
 - ⑥ 当社は、社内のモラル向上のため「倫理綱領」を制定し、全社員に向け徹底を図る。
 - ⑦ 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、これらの不当な要求に対しても従業員の安全を確保するため、組織全体として毅然とした対応を行う。また、平素から警察などの外部専門機関と緊密な連携関係の構築を行う。
 - ⑧ 当社は、人事部においてコンプライアンス教育を年間計画に織り込み、取締役及び使用人の意識向上に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、取締役会のほか、業務の執行に係る決議を行う業務執行会議及び「組織分掌規程」により定められた特に重要で広範に関係する事項を諮問する場合に設置される各種委員会等へ出席する。これら取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「取締役会規則」、「業務執行会議規則」、「稟議規程」及び「文書取扱規程」等に基づき適切に保存・管理する。
 - ② 総務部は、運用の状況に応じこれら規程類の見直しを適宜行うこととする。
また、内部監査室は、運用状況を監査し、規程通りに情報の保管・管理が行われているか、また実態に即した規程かどうかを適宜監査する。
 - ③ 情報は電子化して保存・管理を行うことを原則とし、システム部は「情報システム管理規程」に従い、安全に保存・管理を行える環境を整備する。また、「情報セキュリティ管理方針」に基づき、情報システム規程類の整備を行うと同時に、取締役が必要な情報を簡便に入手できるよう管理する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ① 社長の任命したリスク管理責任者は、全社の業務リスクを体系的に管理するため、リスク管理規程等を整備する。

- ② リスク管理責任者は、内部監査室や監査役によるリスク管理状況の監査報告を基に、その結果を定期的に取り締役に報告し、リスク管理体制の見直しや改善に努める。
 - ③ 当社は、内部監査、公益通報者保護制度を利用したリスクの早期発見などの手法を通して損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努める。
 - ④ 当社は、法令または取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、経営の基本方針、行動指針、中長期及び単年度の戦略、予算、決算情報等を伝達する場を設け、当社の方向性を明示することで目標を明確化し、効率的な業務執行が可能な体制を構築する。
 - ② 当社は、指揮命令、情報の伝達を的確に行うことが可能な組織体系を経営状況に応じて随時構築し、「組織分掌規程」にその役割及び責任を明示する。
「組織分掌規程」には業務の執行を滞りなく行うための会議体、また、部門を横断して重要な事項を諮問するための委員会を定め、取締役の職務が効率的かつ効果的に行われる体制を確保する。
 - ③ 当社は、「組織分掌規程」を定め、役割と責任を明確にすることで適切な権限委譲を行い業務の効率化を図る。また、内部監査室は、権限委譲された役割が正しく機能しているかどうかを適宜監査する。
 - ④ 当社は、より客観的で公正性の高い判断を行うために独立した社外取締役を選任する。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、連結決算対象の子会社・関連会社に対し、取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保する。
 - ② 総務部は、「関係会社管理規程」に基づき、対象となる会社の営業状況、財務状況、関係会社間の取引状況などを月次単位で管理し、取締役会へ報告する。また、子会社の重要事項の決定については、事前に当社と調整後、子会社の取締役会、株主総会への付議を行うこととし、企業集団における業務の適正を確保する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役がその職務を補助する特定の使用人を置くことを求めた場合、取締役会で協議の上、その使用人を定めることとする。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項に伴い監査役の職務を補助する特定の使用人を置いた場合には、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等については事前に監査役と協議を行い決定する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、「組織分掌規程」の定めにより、当社の取締役会その他重要な決議の場に出席し、報告を受ける。
 - ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、「倫理綱領」やコンプライアンスに関する不正な行為、あるいはその恐れがあることを発見した場合には、直ちに上位職位者あるいは「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口に報告する。その報告内容が速やかに監査役に伝達される体制を構築する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で随時会合を持つ。
 - ② 内部監査室は、監査役との間に定期的な会合を持ち、効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
 - ③ 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる監査計画について、事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。
 - ④ 取締役は、監査役が必要と認めた場合に弁護士、会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題と位置付け、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、安定的な利益配当と業績に応じた積極的な利益還元を基本方針としております。

しかしながら、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、当事業年度の期末配当金につきましては、業績を鑑み無配とさせていただきます。

次期の配当予想額につきましては、安定配当の継続を重視しておりますものの、当社を取り巻く経営環境が依然として厳しいことから、新たな事業基盤の構築と経営基盤の強化を目的とした一層の内部留保の充実を図るため、誠に遺憾ながら現時点におきましては配当を見送る予定であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,222,430	流 動 負 債	535,098
現 金 及 び 預 金	2,584,346	買 掛 金	228,655
売 掛 金	1,294,954	未 払 法 人 税 等	11,091
商 品	103	繰 延 税 金 負 債	3,210
仕 掛 品	123,794	そ の 他	292,140
未 収 還 付 法 人 税 等	4,650		
そ の 他	220,911	負 債 合 計	535,098
貸 倒 引 当 金	△6,331	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	247,033	株 主 資 本	3,933,328
有 形 固 定 資 産	85,289	資 本 金	3,320,723
建 物	59,452	資 本 剰 余 金	551,066
工 具、器 具 及 び 備 品	25,836	利 益 剰 余 金	61,538
無 形 固 定 資 産	16,479	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,037
投 資 そ の 他 の 資 産	145,264	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,643
投 資 有 価 証 券	24,066	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,681
そ の 他	121,197	純 資 産 合 計	3,934,366
資 産 合 計	4,469,464	負 債 純 資 産 合 計	4,469,464

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,041,581
売 上 原 価		3,108,182
売 上 総 利 益		1,933,398
販売費及び一般管理費		1,909,740
営 業 利 益		23,658
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,790	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	11,384	
そ の 他	1,778	26,953
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	24,351	
そ の 他	132	24,483
経 常 利 益		26,128
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 去 損	151	
減 損 損 失	51,900	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	2,256	
合 併 関 連 費 用	9,534	63,842
税金等調整前当期純損失		37,714
法人税、住民税及び事業税	3,980	
法 人 税 等 調 整 額	6,769	10,749
少数株主損益調整前当期純損失		48,463
少 数 株 主 損 失		△456
当 期 純 損 失		48,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成22年 3月 31日 残高	3,320,723	551,066	166,137	4,037,927
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△56,591	△56,591
当 期 純 損 失			△48,007	△48,007
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△104,598	△104,598
平成23年 3月 31日 残高	3,320,723	551,066	61,538	3,933,328

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年 3月 31日 残高	△2,312	2,205	△106	6,200	4,044,020
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△56,591
当 期 純 損 失					△48,007
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,331	2,475	1,144	△6,200	△5,055
連結会計年度中の変動額合計	△1,331	2,475	1,144	△6,200	△109,654
平成23年 3月 31日 残高	△3,643	4,681	1,037	—	3,934,366

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 2社
 - (2) 連結子会社の名称 株式会社モバイル・リサーチ
株式会社アコースティック
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のないもの …移動平均法による原価法によっております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
…時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 …移動平均法による原価法によっております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品 …個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産 …定率法によっております。
ただし、「工具、器具及び備品」のうち、パソコン及びサーバーについては定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～18年
工具、器具及び備品 3～20年
無形固定資産 …定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。
 - (5) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 …ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針

…事業活動に伴う為替変動によるリスクを低減させることを目的としております。

ヘッジの有効性評価の方法…ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(10) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は2,270千円減少、税金等調整前当期純損失は4,527千円増加しております。

② 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において無形固定資産にて区分掲記しておりました「その他」は、重要性が低下したため、「無形固定資産」として一括表示しております。

(連結損益計算書)

イ. 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年9月30日 平成22年法務省令第33号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目を表示しております。

ロ. 前連結会計年度において営業外収益にて区分掲記しておりました「未払配当金除斥益」は、重要性が低下したため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「未払配当金除斥益」の金額は1,732千円であります。

II. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 166,171千円

III. 連結損益計算書注記

1. 合併関連費用の内訳

事業所移転費用	8,768千円
合併に関する手数料等	765千円
合計	9,534千円

2. 減損損失

当社企業グループは当連結会計年度において以下のとおり減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所
除却予定資産	建物・工具、器具及び備品・その他	東京都目黒区
その他	のれん	—

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において株式会社アコースティックの吸収合併を決議したことに伴い、同社保有資産のうち除却を決定したものについて減損損失を認識しております。また、株式会社アコースティックに予定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんについても減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物	3,957千円
工具、器具及び備品	176千円
のれん	47,378千円
その他	387千円
合計	51,900千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社企業グループは減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。また、除却予定資産については個別に取扱うこととしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社企業グループは、除却予定資産の回収可能価額について正味売却価額を採用しております。当該資産の正味売却価額は処分価額に基づき「0円」と算定しております。また、のれんの回収可能価額については使用価値を採用しております。当該資産の使用価値については今後の将来キャッシュ・フローが見込めないため「0円」と算定しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	113,183	—	—	113,183

2. 自己株式の数に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日取締役会	普通株式	56,591	500	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

記載すべき該当事項はありません。

4. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度の増加	当連結会計年度の減少	当連結会計年度末	
平成14年新株予約権第1回(注)1,2	普通株式	450	—	450	—	—
平成15年新株予約権第2回(注)1,2	普通株式	180	—	60	120	—
平成17年新株予約権第3回(注)1,2	普通株式	1,292	—	316	976	—
平成17年新株予約権第5回(注)1	普通株式	300	—	—	300	—
平成17年新株予約権第7回(注)1	普通株式	370	—	—	370	—
合計	—	2,592	—	826	1,766	—

(注) 1. ストックオプションとしての新株予約権であります。

2. 当連結会計年度の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社企業グループは、将来の事業目的要資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社の発展に資することを資金運用の基本方針としております。デリバティブは、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避すること及び借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は実施しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているとともに、外貨建営業債権については、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取締役会へ報告する管理体制としております。

営業債務である買掛金については、その大部分が1ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスクに晒されておりますが、当社企業グループでは各社が、月次に資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理は取引権限を定めた社内規程に従っており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません（注2 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円) ※	時価 (千円) ※	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,584,346	2,584,346	—
(2) 売掛金	1,294,954	1,294,954	—
(3) 買掛金	(228,655)	(228,655)	—
(4) 未払法人税等	(11,091)	(11,091)	—
(5) デリバティブ 取引	7,891	7,891	—

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	うち	時価 (千円)	当該時価の算定方法
				1年超		
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	前渡金	272,437	—	7,891	取引金融機関から提示された価格

(注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融資産

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場外国株式	17,770
投資事業有限責任組合等及びこれに類する事業体への出資金	6,296

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(注)3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	2,584,346
売掛金	1,294,954

VI. 1株当たり情報関係注記

1. 1株当たり純資産額 34,761円10銭

2. 1株当たり当期純損失 424円16銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎

項目	第11期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	連結損益計算書上の当期純損失
普通株式に係る当期純損失	48,007千円
普通株式の期中平均株式数	113,183株

VII. 重要な後発事象に関する注記

記載すべき該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,035,870	流 動 負 債	504,548
現金及び預金	2,463,651	買掛金	219,728
売掛金	1,235,333	未払金	186,477
商 品	103	未払費用	25,429
仕掛品	122,482	未払法人税等	11,091
前渡金	142,079	繰延税金負債	3,210
前払費用	29,714	前受金	20,983
未収還付法人税等	439	預り金	8,357
そ の 他	48,067	そ の 他	29,270
貸倒引当金	△6,000	負 債 合 計	504,548
固 定 資 産	407,552	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	81,134	株 主 資 本	3,937,837
建 物	59,452	資 本 金	3,320,723
工具、器具及び備品	21,681	資 本 剰 余 金	551,066
無 形 固 定 資 産	16,211	資 本 準 備 金	551,066
ソフトウェア	16,067	利 益 剰 余 金	66,047
そ の 他	143	利 益 準 備 金	5,659
投資その他の資産	310,207	そ の 他 利 益 剰 余 金	60,388
投資有価証券	24,066	繰越利益剰余金	60,388
関係会社株式	168,982	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,037
敷 金	117,158	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,643
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,681
資 産 合 計	4,443,423	純 資 産 合 計	3,938,875
		負 債 純 資 産 合 計	4,443,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4 月 1 日)
(至 平成23年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,767,763
売 上 原 価		3,011,293
売 上 総 利 益		1,756,470
販売費及び一般管理費		1,730,924
営 業 利 益		25,545
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,741	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	11,384	
そ の 他	2,018	27,144
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	24,351	
そ の 他	132	24,483
経 常 利 益		28,206
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	151	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	53,484	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	1,953	
合 併 関 連 費 用	1,854	57,442
税 引 前 当 期 純 損 失		29,236
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,800
当 期 純 損 失		33,036

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自 平成22年 4 月 1 日 ）
（ 至 平成23年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成22年3月31日残高	3,320,723	551,066	—	155,675	155,675	4,027,465
事業年度中の変動額						
利益準備金の積立			5,659	△5,659	—	—
剰余金の配当				△56,591	△56,591	△56,591
当期純損失				△33,036	△33,036	△33,036
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	5,659	△95,286	△89,627	△89,627
平成23年3月31日残高	3,320,723	551,066	5,659	60,388	66,047	3,937,837

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	△2,312	2,205	△106	4,027,358
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△56,591
当期純損失				△33,036
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,331	2,475	1,144	1,144
事業年度中の変動額合計	△1,331	2,475	1,144	△88,483
平成23年3月31日残高	△3,643	4,681	1,037	3,938,875

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式 …移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
時価のないもの …移動平均法による原価法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 …時価法によっております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品 …移動平均法による原価法によっております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 仕掛品 …個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 …定率法によっております。
ただし、「工具、器具及び備品」のうち、パソコン及びサーバーについては定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～18年
工具、器具及び備品 3～20年
 - 無形固定資産 …定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
7. 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法 …繰延ヘッジ処理によっております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象 …ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建予定取引
 - ヘッジ方針 …事業活動に伴う為替変動によるリスクを低減させることを目的としております。
 - ヘッジの有効性評価の方法 …ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

8. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
9. 重要な会計方針の変更
- ①会計方針の変更
(資産除去債務に関する会計基準の適用)
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
これにより、営業利益、経常利益は2,130千円減少し、税引前当期純損失は4,083千円増加しております。
- ②表示方法の変更
(損益計算書)
前事業年度において営業外収益にて区分掲記しておりました「未払配当金除斥益」は、重要性が低下したため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「未払配当金除斥益」の金額は1,732千円であります。

II. 貸借対照表注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	155,603千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,133千円
短期金銭債務	91千円
3. 役員及び監査役との間の取引による	65千円
取締役及び監査役に対する金銭債務の総額	

III. 損益計算書注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引高	
売上高	24,409千円
仕入高	10,825千円
販売費及び一般管理費	5,253千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	240千円
2. 合併関連費用の内訳	
事業所移転費用	1,186千円
合併に関する手数料等	667千円
合計	1,854千円

IV. 株主資本等変動計算書注記

記載すべき該当事項はありません。

V. 税効果会計関係注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産	
繰延税金資産	
未払事業税	2,966千円
未払事業所税	1,474千円
一括償却資産	385千円
製造原価否認	23,543千円
繰延資産償却超過額	9千円
小計	28,379千円
評価性引当額	△28,379千円
繰延税金資産合計	—

流動負債	
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	3,210千円
繰延税金負債合計	3,210千円

固定資産	
繰延税金資産	
減価償却費	3,403千円
一括償却資産	217千円
投資有価証券評価損	52,319千円
関係会社株式評価損	105,074千円
資産除去債務	1,661千円
その他有価証券評価差額金	1,482千円
繰越欠損金	1,035,034千円
小計	1,199,192千円
評価性引当額	△1,199,192千円
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△6.5%
住民税均等割等	△13.0%
評価性引当額増加額	△34.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.0%

VI. 関連当事者との取引関係注記

記載すべき該当事項はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報関係注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 34,800円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 291円88銭 |
- 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

項 目	第 11 期
	(自 平成22年 4月 1日) (至 平成23年 3月 31日)
損益計算書上の当期純損失	33,036千円
普通株式に係る当期純損失	33,036千円
普通株式の期中平均株式数	113,183株

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

(当社連結子会社との吸収合併について)

当社は平成23年2月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アコースティックを吸収合併することを決議し、平成23年4月1日に吸収合併を実施しました。

1. 合併の目的

株式会社アコースティックは、携帯電話向けコンテンツサービスにおける独自のノウハウやモバイル分野に特化した音や映像によるデジタルコンテンツ技術力を活かし、着信メロディ配信サービス、動画やサウンド技術を中心としたモバイルソリューション、サウンドデザインサービスなどを提供しております。この度、当社企業グループの経営資源を集中・重点化し、組織運営の強化・効率化と事業推進力の向上を図ることを目的として、同社を吸収合併することといたしました。

2. 合併する相手会社の名称

株式会社アコースティック

3. 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アコースティックは本合併により解散いたします。

4. 合併期日

平成23年4月1日

5. 合併比率並びに合併交付金

株式会社アコースティックは当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

6. 株式会社アコースティックの主な事業内容及び規模

①主な事業内容

携帯電話向けコンテンツサービス事業

②規模 (平成23年3月期決算数値)

売上高	289,390千円
当期純損失	11,148千円
純資産の額	136,437千円
総資産の額	166,987千円

7. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 永田高士 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸卓 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・モードの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・モード及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 永田高士 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸卓 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・モードの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月19日

株式会社ジー・モード 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 後 藤 康 彦 ㊞

社 外 監 査 役 小 宮 山 誠 ㊞

社 外 監 査 役 田 中 奉 文 ㊞

以 上

6. 当社及びジー・モードにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社は、平成23年4月1日付で、当社のソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業を新設分割の方法により会社分割し、持株会社体制に移行いたしました。

②当社は、平成23年3月10日付で、株式会社アニメインターナショナルカンパニー（代表取締役：三浦 亨、本社：東京都練馬区、以下「AIC」といいます。）の発行済株式のうち、AICの自己株式を除く全株式を株式会社オーイズミから取得し、AICを当社の連結子会社といたしました。

(2) ジー・モードにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

第1号議案をご承認いただいた場合、本株式交換の効力発生日をもって、当社が新たに株式を発行することとなり、当社の発行済株式総数が増加することから、将来の機動的な資金調達を可能にすることを目的として、平成23年10月6日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において決議した株式分割に伴う定款変更の効力を生じた後の定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の26,130,000株から増加し、35,000,000株に変更するものであります。

また、当社は、本取締役会決議に基づき、株式分割の実施とともに単元株制度を採用いたしますが、これに伴い、会社法第189条第2項に基づき単元未満株式についての権利を定めるため、定款第8条（単元未満株主の権利の制限）を新設するものであります。

その他、第8条の新設に伴う条数の繰下げ及び上記各変更の効力発生日を定める附則第1条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（平成23年12月20日の予定）をもってその効力を生ずるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所）

本取締役会決議に基づく定款変更が効力を生じた後の定款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2613</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3500</u> 万株とする。

本取締役会決議に基づく定款変更が効力を生じた後の定款	変更案
(新設)	<p>(<u>単元未満株主の権利の制限</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<u>第8条</u> ～ <u>第45条</u> (条文省略)	<u>第9条</u> ～ <u>第46条</u> (現行どおり)
<p>附則</p> <p><u>第1条</u> <u>第6条</u> (発行可能株式総数)の変更、<u>第7条</u> (単元株式数)の新設及び<u>第8条</u>乃至<u>第45条</u>の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とする。</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条</u> <u>第6条</u> (発行可能株式総数)の変更、<u>第7条</u> (単元株式数)の新設、<u>第8条</u> (<u>単元未満株主の権利の制限</u>)の新設及び<u>第9条</u>乃至<u>第46条</u>の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とし、本附則は同条の効力が発生した後、これを削除する。</p>

(注) 当社は、本取締役会において、以下のとおり株式分割の実施及び単元株制度の採用並びにこれらに伴う当社の定款の一部変更を決議しております。

1. 株式分割の目的

当社は、本株式交換に伴いジー・モード株主様に対する割当株式に端数株式が多数発生することを極力回避するために、また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の実施

(1) 分割の方法

平成23年12月19日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成23年12月19日（月）最終の発行済株式数に99を乗じた株式数とします。

※ 本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成23年10月6日時点の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	101,364株
今回の分割により増加する株式数	10,035,036株
株式分割後の発行済株式総数	10,136,400株
株式分割後の発行可能株式総数	35,000,000株

※ 「株式分割後の発行可能株式総数」は、本株主総会において、本議案に係る定款変更が決議された場合の数字となります。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の実施」の効力発生日である平成23年12月20日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成23年12月20日（火）（予定）

※ 上記の単元株制度の採用に伴い、平成23年12月15日（木）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

上記「2. 株式分割の実施」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により当社定款の一部を変更いたします。ただし、下記定款変更は、本株式交換の効力発生日（平成23年12月20日の予定）付をもってその効力を生ずるものといたします。

- ① 当社の発行可能株式総数を変更するため、現行定款第6条を変更し、261,300株を26,130,000株といたします。
- ② 発行可能株式総数に加え、株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 所定の附則第1条を新設いたします。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成23年11月22日（火曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 「芙蓉」
電話 03 (3375) 3211 (代表)



会場へのアクセス

交通： JR新宿駅南口より（徒歩約3分）

都営大江戸線「新宿駅」A1出口より（徒歩約1分）

当日は、公共交通機関をご利用下さい。